

とやまの食材プロモーション事業業務委託仕様書

1 委託業務名

とやまの食材プロモーション事業業務

2 委託業務の目的

生産者と実需者がオンラインで商談できるサイトや首都圏等の高級飲食店等のバイヤーを対象とした県産農林水産物等のプロモーション、北陸新幹線・航空機を利用した県産食材の輸送事業助成制度などにより、富山の食材の知名度向上を図り、販路拡大を支援するもの。

3 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）

4 委託費上限額

金6,000千円（消費税及び地方消費税を含む概算上限額。）

5 委託業務の内容

(1) 「とやま食材マッチング」サイトの利用拡大

「とやま食材マッチング」サイト（URL：<https://shoku-toyama.jp/onlinecatalog/>）について、商談機会の創出に向け、食材利用の事例紹介や商品紹介ページのクオリティを維持・向上するよう働きかけ、コンテンツ（登録商品）の拡充などに取り組むこと。

- ① 生産者（とやま食材マッチング登録生産者）向けに定期的にバイヤーニーズのレポート配信（売り場での消費者動向など）、登録内容のブラッシュアップ指導等を実施すること。
- ② バイヤー向けに、定期的に注目商品を配信（旬、新商品など）し、「とやま食材マッチング」サイトへ誘導すること。
- ③ 新規登録候補バイヤーへのアプローチを実施すること（個別巡回、30社程度を想定）。
- ④ 「とやま食材マッチング」サイト内において、生産者とバイヤーとのやり取りやマッチングを促進するための取組みを実施すること。
- ⑤ サイトの活用状況について、2か月に1回（年6回程度）、甲に報告すること。

(2) 首都圏バイヤー（仲卸、料理人等）招請ツアーの実施

令和6年度の成果も活用し取引対象となる候補商品の選定・掘起しを行い、首都圏バイヤー（仲卸等）を県内の漁港や青果市場に招請し、県内生産者及び仲卸と首都圏仲卸等の意見交換・食材PR等を実施すること。

招請ツアー後、バイヤー等との商流が構築されるよう、必要に応じて首都圏における店舗などでの富山県フェアの開催等を実施検討すること。

- ① 被招請者
首都圏バイヤー（仲卸等）
- ② 招請人数
招請者5社5名程度

③ 招請の企画、手配、運営

- ア 行程表を作成すること。
- イ 招請案内等の発送、連絡調整、の業務を行うこと。
- ウ 被招請者と県内仲卸等の双方との調整を行うこと。
- エ 被招請者の移動（飛行機、専用車、タクシー）、宿泊、食事、訪問施設等の手配を行うこと。
- オ 招請に係るアテンド（連絡調整及び進行管理等）を行うこと。
- カ 必要に応じて、ツアー視察先の県内生産者に対し、食材紹介や商談等に関するサポートを行うこと。

(参考) 令和6年度の県事業実績

- ・ 招請ツアー 5社5名（大田市場 仲卸事業者、
豊洲市場 仲卸事業者、
百貨店、小売店、外食産業 各社バイヤー）
- ・ 横浜中華街における「とやま米粉 水餃子フェア」
- ・ 神戸市南京町商店街における「とやま米粉 餃子フェア」

(3) 新幹線・航空機輸送費助成事業の活用

上記（1）～（2）で対象とした首都圏バイヤー（仲卸等）と県内事業者をマッチングし、新幹線・航空機輸送費助成事業を活用する事業者の掘起しを行うこと。

(4) アンケート(訪問・聞き取り等)による効果測定

- ・ 事業効果を確認するための、アンケート調査を実施すること
- ・ 項目：商談の成立状況、消費者の反応、今後の取引の継続予定、その他要望、等
- ・ 結果は集計及び分析し、その結果に基づいた今後の展開等について県に提案すること

(5) その他、民間企業や食品業界との連携など、事業の目的達成のために必要な業務

- ・ ホテルやレストラン等から県産食材を利用した「フェア」の依頼がある場合には、マッチングサイトも活用した食材の提案や、料理人などによる富山県内の食材視察のアテンド、サンプル提供など（5～10件程度想定）
- ・ 民間企業等との連携に際し、マッチングサイトも活用し食材の提案やサンプル提供など（5件程度（10万円/件）想定）
- ・ 上記の事業に加え、新たな物流構築など

6 企画提案にあたっての留意点

- ・ 富山の食材の知名度向上や販路開拓につながる提案を行うこと。
- ・ 県内外のバイヤー、仲卸事業者等に適切に情報が届くような提案を行うこと。
- ・ 令和7年10月25日（土）、26日（日）に開催される「とやまグルメ・フードフェス」イベント（会場は富山産業展示館（テクノホール）を予定）との連携等を実施検討すること。
（例）バイヤー等を招請し、生産者との商談会を開催 等
- ・ 業務実施体制（過去の実績を含む）を明記すること。

7 提出物

- (1) 工程表（契約後速やかに提出すること）
- (2) 実績報告書
 - ・スケジュール及び実績
 - ・県外バイヤー等の事業対象となった事業者のリスト
 - ・収支精算書 等

8 納品（提出）期限

令和8年3月13日（金）

9 注意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。
- (2) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (3) 実施計画の策定にあたっては、富山県その他関係者と密に連携を図ること。
- (4) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (5) 成果品については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県市場戦略推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。